

法律に基づく支援制度のご案内

住宅性能評価を受けた住宅

にお住まいの皆様へ

国土交通大臣指定

公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター

マイホームのお悩み
ご相談ください！



天井から雨漏り！



このリーフレットは、2016年～2024年に住宅性能評価を受けた住宅として販売等される旨が新聞やホームページ等に広告情報として掲載されたマンション等の住戸に配布しています。

住宅の不具合や事業者とのトラブルでお困りのときは

事業者に

不具合の修理を依頼したが
対応してもらえない



何回修理しても
直らない



不具合について事業者と
話し合いがまとまらない



「評価住宅」にお住まいの方は、3つの支援制度をご利用いただけます

1. 電話相談

建築士が住まいに関するさまざまなお相談にお答えします。

評価住宅
以外でも

どなたでも利用できます！

2. 専門家相談

(無 料)

弁護士と建築士のペアによる無料の
対面相談(1時間)を行っています。

評価住宅
以外でも

住宅瑕疵担保履行法に基づく「保険付き住宅」の場合は、利用できます！

3. 紛争処理

(申請料1万円のみ)

契約当事者間でトラブルが生じた場合、専門家が間にに入って解決に当たる手続きです。



国土交通大臣から指定を受けた住宅専門の相談窓口です

住まいるダイヤル 03-3556-5147

受付時間 10:00～17:00
(土、日、祝休日、年末年始を除く)

まずは、参考となる事例を
WEBサイトでチェック！



※1 賃借人等は「2.専門家相談」と「3.紛争処理」の対象外です。

「評価住宅」とは

「住宅の品質確保の促進等に関する法律(住宅品質確保促進法)」に基づく
住宅性能表示制度を利用して建設住宅性能評価書が交付された住宅



わが家は「評価住宅」？

契約時の書類をご覧いただくことで、お住まいの住宅が
「評価住宅」であるかご確認いただけます！

→詳しくは裏面をご覧ください



わが家は「評価住宅」?

～建設住宅性能評価書が交付された「評価住宅」の確認方法～

お手元にありますか？

- 「重要事項説明書」をご覧ください。

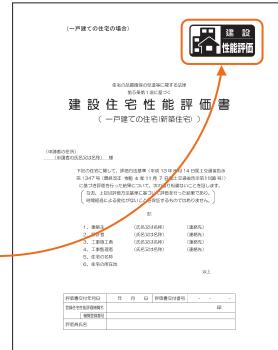
「住宅性能評価を受けた新築住宅である」の項目において「有」^{※2}にチェックがあるか確認しましょう。

※2「有」にチェックがあつても、「建設住宅性能評価書」が交付されていない場合があります。

- 「建設住宅性能評価書」はありますか？

「建設住宅性能評価書」があれば
「評価住宅」です。

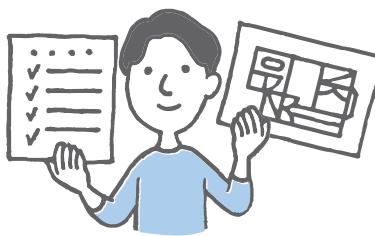
「評価住宅」は
このマークが
目印です!



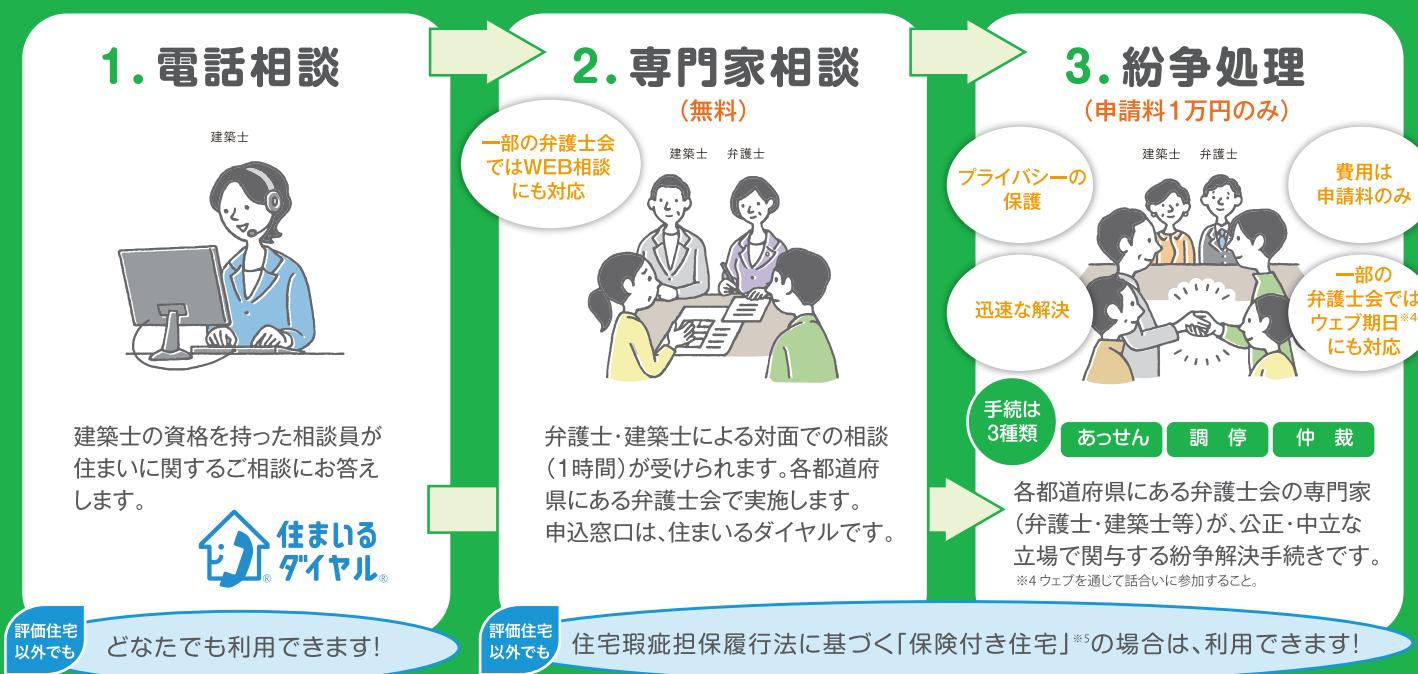
- リーフレットはありますか？

お住まいの住宅が「評価住宅」の場合、新築引き渡し時に、右記リーフレット^③またはPDF等の電子データを住宅事業者等を通じてお渡ししていますので、ご確認ください。

※3 色やデザインが異なる場合があります。



住宅品質確保促進法に基づき、住まいのダイヤルと全国の住宅紛争審査会(弁護士会)が連携して、評価住宅についての3つの支援制度を実施しています。



本リーフレット配布に関するお問い合わせは下記フリーダイヤルへお願いいたします。

株式会社 京王エージェンシー
「住宅性能評価を受けた住宅」
取得者向けポスティング事務局
東京都新宿区西新宿2-4-1
新宿NSビル22階

(株)高玉エーミュニケーションズ 公益財団法人

Digitized by srujanika@gmail.com

発行:公益財団法人 住宅リノーム・紛争処理支援センター TEL 0073 東京都千代田区九段北4丁目1番7号九段センタービル3階

本リーフレットの内容に
に関する詳細はこちら



住まいのダイヤル



www.chord.or.jp